

## 久慈広域道の駅整備事業効果促進業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

久慈広域道の駅整備事業効果促進業務を実施するにあたり、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定することを目的とする。

### 2 委託業務概要

- (1) 業務名 久慈広域道の駅整備事業効果促進業務
- (2) 業務内容 別紙「久慈広域道の駅整備事業効果促進業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和5年3月10日（金）まで
- (4) 業務規模 2,100千円（税込）の範囲内とする

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4 公募方法

久慈市ホームページに実施要領等を掲載し、提案を公募する。

### 5 スケジュール

項目	日程
(1) 参加申込書の提出期限	令和4年10月18日（火）
(2) 提案に関する質問等の受付期限	令和4年10月24日（月）
(3) 企画提案書の提出期限	令和4年11月7日（月）
(4) 企画提案書の審査	令和4年11月中旬
(5) 委託予定業者の選定	令和4年11月中旬
(6) 契約締結、委託開始	令和4年11月下旬

※応募状況その他の要因により、日程が変更になる場合がある。

### 6 参加資格

参加しようとする事業者等は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。（破産手続開始の決定又は、後見開始若しくは補佐開始の審判を受け、復権を得ない者等をいう）
- (2) 企画提案書提出時点において、久慈市の「令和3・4年度物品の買い入れ等競争入札参加資格審査申請」に基づき、競争入札又は随意契約に係る必要な資格等の審査の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けている事業者等であること。
- (3) 本募集開始日から選定日の間に、岩手県及び久慈市から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 本業務の趣旨を十分に理解し、的確に履行できること。

(6) 過去5年間に地方公共団体の要覧等作成業務の受託者（元請に限る）として業務を完了した実績があること。

## 7 参加申込書の提出及び資格審査

参加申込書（様式1）を電子メールにより令和4年10月18日（火）までに提出すること。参加資格審査結果は、各応募者に電子メールにより通知する。

## 8 質問の受付・回答

### (1) 質問の内容

実施要領及び使用に関することについて質問を受け付ける。審査に関することや、他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には回答しない。

### (2) 質問方法

電子メールとする。電子メールの件名の先頭に、「久慈広域道の駅整備事業効果促進業務に関する質問」と記載し質問内容を簡潔に記載すること。

送付先：[michinoeki@city.kuji.iwate.jp](mailto:michinoeki@city.kuji.iwate.jp)

### (3) 質問の回答

期間内に送付のあった質問について、令和4年10月28日（金）までに、質問者に対して電子メールにて回答する。

## 6 参加方法

本プロポーザルに参加するものは、次の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 業務実績調書（様式2）
- イ 業務実施体制調書（様式3）
- ウ 管理責任者調書（様式4）
- エ 見積書及び積算内訳書（任意様式）
- オ 過去に受託作成した市町村のパンフレット・ポスター等の成果品
- カ その他、会社概要等がわかるパンフレット（任意様式）
- キ 企画提案書（下記を参照）

### (2) 提出内容

企画提案書（A4版任意様式）各10部

- ア 企画コンセプト
- イ 案内板のデザイン、構造
- ウ デザイン（リーフレット紙面案、ブース装飾案）
- エ 特に強調したい提案内容（デザイン案を含む）

### (3) 留意事項

- ア 具体的な提案を明記する他、必要に応じて資料を添付すること。
- イ 本文・写真等はダミーでもかまわない。
- ウ 今回の提出デザイン案は審査用のものであり、実際に使用するデザインは受託者と改めて協議して決定する。

エ 提出期限後の差し替え、再提出は無効とする。また、書類提出後において、参加資格を満たさなくなった場合も無効とする。

(4) 提出先及び提出方法

久慈市総合政策部広域道の駅整備推進室に持参又は郵送により提出すること

(5) 提出期限

令和4年11月7日(月)午後5時まで(必着)

7 審査の実施

(1) 審査方法 書類審査とし、提出された企画提案書等による採点方式とする。

(2) 審査員 庁内等により選定する委員とする。

(3) 審査日 令和4年11月中旬(別途調整予定)

(4) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準に基づき審査する。

審査基準		配点
I	企画提案	70
1	整合性	仕様に記載された業務の目的・条件・内容に適合しているか。(10)
2	企画性	(1)企画コンセプトをアピールするための工夫、獨創性があるか。 (2)企画コンセプトを的確に把握し、効果的なアピールが出来ているか。 (3)企画コンセプトとパンフレット等のデザインに整合性があるか。(30)
3	デザイン性	(1)レイアウト等に工夫があり、写真と活字のバランスが美しく読みやすいか。 (2)強く印象に残るものであるか。(20)
4	文章力	難解な表現を避けるなど、文書作成を行う文章力があるか。(5)
5	説得力、取組意欲	企画提案に関する資料が明確であり、業務に対する取組意欲が感じられるか。(5)
II	執行体制	実施体制は適切か。取材・撮影等を含め、現実性のある実施体制、スケジュールが組まれているか。10
III	業務実績	業務実施責任者、主たる担当者、同種業務や類似業務の経験を十分に有しているか。10
IV	見積書	仕様書と提案内容、スケジュール等を総合的に勘案し。見積額が合理的か。10
合 計		100

8 委託契約の締結

審査の結果、総合点数の最も高い提案を行った者を契約予定者として選定する。ただ

し、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

なお、契約内容については、提案書の内容を尊重しつつ、双方協議のうえ、確定するものとし、交渉が成立した場合が随意契約により契約を締結する。

## 9 その他

### (1) 無効となる参加申込書及び提案書

- ア 虚偽の内容が記載されているもの
- イ 審査の公平性を害する行為があったもの
- ウ 実施要領に定める手続き及び内容を順守しないもの

### (2) 提案書の帰属等

- ア 提案書の作成、提出に係る費用及びプロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- ウ 本業務の成果物にかかる権利は久慈市に帰属し、完成品は紙媒体及び CD-R 等によりデータで提出するものとする。
- エ 提出されたデータ等はホームページ等で公開することが可能であること。

### (3) 問合せ・送付先

久慈市総合政策部 広域道の駅整備推進室 整備推進係 担当：広崎、小袖  
〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号  
電話 0194-52-2115 FAX 0194-52-3536  
メール [michinoeki@city.kuji.iwate.jp](mailto:michinoeki@city.kuji.iwate.jp)